

## 岐阜市地域生活支援給付費支給地域生活支援事業実施要綱

平成18年	9月29日	決裁
平成19年	6月29日	改正
平成20年	3月31日	改正
平成20年	7月 1日	改正
平成21年	4月 1日	改正
平成22年	4月 1日	改正
平成24年	7月 1日	改正
平成25年	3月29日	改正
平成25年	6月17日	改正
平成26年	3月31日	改正
平成27年	3月30日	改正
平成27年	9月24日	改正
平成27年	12月25日	改正
平成28年	2月29日	改正
令和元年	5月30日	改正
令和 3年	3月31日	改正

### (趣旨)

第1条 この要綱は、障害者が自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号。以下「法」という。）及び岐阜市障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行細則（平成18年岐阜市規則第27号。以下「規則」という。）の規定に基づき実施する地域生活支援事業のうち移動支援事業、訪問入浴サービス、日中一時支援、障害者デイサービス事業、小規模通所サービス事業及び福祉ホームの運営（市が直営で行うものを除く。以下「事業」という。）に係る地域生活支援給付費及び高額地域生活支援給付費に関し、必要な事項を定めるものとする。

### (事業の内容及び対象者)

第2条 事業に係るサービスの内容及び事業の対象者（以下「対象者」という。）に係る規則第39条第1項に規定する市長が別に定める要件は、別表第1に定めるとおりとする。ただし、市長が認める場合は、この限りでない。

### (支給の申請)

第3条 事業に係るサービスを利用しようとする者は、岐阜市地域生活支援事業利用・変更申請書（様式第1号）により市長に申請するものとする。この場合において、訪問入浴サービスの申請にあつては、健康診断書を添付しなければならない。

### (支給の決定)

第4条 市長は、前条の規定による申請があつたときは、速やかにその内容を審査し、地域生活支援給付費の支給の可否を決定するものとする。

2 市長は、前項の規定により、事業による地域生活支援給付費を支給する旨の決定をしたときは、岐阜市地域生活支援事業利用決定兼変更決定通知書（様式第2号）により支給決定障害者等（規則第40条第1項に規定する支給決定障害者等をいう。以下同じ。）に通知するものとする。

3 市長は、前項の規定による通知の際、岐阜市地域生活支援事業受給者証（様式第3号）を併せて送付するものとする。ただし、他の地域生活支援給付費の支給がなされ、岐阜市地域生活支援事業受給者

証を所持するものは、この限りでない。

(支給の決定の変更)

第5条 支給決定障害者等は、現に受けている利用の決定に係る事業に係るサービスの種類、量等を変更する必要があるときは、市長に対し、岐阜市地域生活支援事業利用・変更申請書により当該変更の申請をすることができる。

2 市長は、前項の申請があった場合において、必要があると認めるときは、変更の決定をし、岐阜市地域生活支援事業利用決定兼変更決定通知書により当該支給決定障害者等に通知するものとする。

(支給の決定の取消し)

第6条 市長は、次に掲げる事由を認めたときは、地域生活支援給付費の支給の決定を取り消すことができる。

(1) 対象者でなくなったとき。

(2) 事業に係るサービスを受けることが適当でないとしたとき。

2 市長は、前項の規定により決定を取り消した場合は、その結果を岐阜市地域生活支援事業利用決定取消通知書(様式第4号)により当該取消しを受ける支給決定障害者等に通知するものとする。

(事業に係る費用)

第7条 事業に係る費用の単価は、別表第2に定めるとおりとする。

(登録事業者の遵守事項)

第8条 規則第44条の規定による登録を受けた事業者(以下「登録事業者」という。)は、事業に係るサービスの利用者(以下「利用者」という。)に対して適切なサービスを提供できるよう、事業所ごとに従業員の勤務体制、職務環境、訪問手段等を定めておかなければならない。

2 登録事業者は、従業員の資質の向上のために、その研修の機会を確保しなければならない。

3 登録事業者は、事業に係るサービスの提供時に事故が発生した場合は、市長、家族等に速やかに連絡を行うとともに、必要な措置を講じなければならない。

4 登録事業者は、従業員、経理及び利用者に係る記録を整備し、事業に係るサービスを提供した日から5年間保存しなければならない。

(訪問入浴サービスの注意事項)

第9条 訪問入浴サービスを受ける利用者、その家族等は、次の事項を遵守しなければならない。

(1) 入浴当日において、利用者の健康状態等を勘案して訪問入浴サービス日誌・同意書・完了確認書(様式第5号)を市長に提出しなければならない。

(2) 利用者の健康その他の理由により入浴できなくなったときは、入浴予定日に健康診断を適宜受けさせるものとする。

(3) 訪問入浴サービスの開始後であっても、利用者に健康診断を適宜受けさせるものとする。

(4) 前3号に掲げるもののほか、別に定める入浴上の注意事項を遵守し、係員の指示に従い、入浴し、又は積極的に入浴介助を行うものとする。

2 訪問入浴サービスの利用回数は、週2回まで(7月から9月までの間は週3回まで)とする。ただし、市長が必要と認める場合は、この限りでない。

3 登録事業者は、訪問入浴サービスの実施に当たり、次に掲げる事項を実施するものとする。

(1) 訪問入浴サービスの実施に当たり、利用者の状況等を考慮して、実施予定日の属する週の前週末日(該当する日が休日の場合は、その前日)までに実施の日時、方法、事前準備その他注意事項を利用者に対し通知するものとする。

(2) 訪問入浴サービスを提供した場合は、利用者にサービスの完了を確認させ、訪問入浴サービス日誌・同意書・完了確認書を作成しなければならない。

(日中一時支援の注意事項)

第10条 市が実施する日中一時支援の利用の手続については、この要綱の例による。

(その他)

第11条 この要綱に定めるもののほか、事業に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この要綱は、平成18年10月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成19年7月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成20年4月1日から施行する。

附 則

(施行期日)

この要綱は、平成20年7月1日から施行する。

(児童デイサービス移行に係る暫定措置の期間)

児童デイサービス移行に係る暫定措置(以下「暫定措置」という。)期間は、この要綱の施行の日から平成21年3月31日までとする。

前項の規定にかかわらず、暫定措置の対象となる事業者が児童デイサービス事業者の指定を受けるに至った場合の暫定措置の適用については、その指定を受けた日までとする。

附 則

この要綱は、平成21年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成22年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成24年7月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成25年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成25年7月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成26年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成27年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成27年10月1日から施行する。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、平成28年1月1日から施行する。

(経過措置)

2 この要綱の施行の際現にこの要綱による改正前の様式により作成されている用紙は、この要綱の規定にかかわらず、当分の間、これを取り繕って使用することができる。

附 則

この要綱は、平成28年4月1日から施行する。

附 則

(施行期日)

- 1 この要綱は、平成30年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この要綱の施行の際現に移動支援事業の支給決定を受けている者の移動支援事業に係る費用の単価については、この要綱による改正後の別表第2の移動支援事業の表の規定にかかわらず、当該者の支給決定の有効期間内に限り、なお従前の例による。

附 則

(施行期日)

- 1 この要綱は、令和元年6月1日から施行する。

附 則

(施行期日)

- 1 この要綱は、令和3年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この要綱の施行の際現にこの要綱による改正前の様式により作成されている用紙は、この要綱の規定にかかわらず、当分の間、これを取り繕って使用することができる。

別表第1（第2条関係）

	事業に係るサービスの内容	事業に係るサービスの対象者
移動支援事業	屋外での移動が困難な障害者等の外出のための支援。ただし、次に掲げる外出を除く。 (1) 通勤、営業活動等の経済的活動に係る外出 (2) 通学等の通年又は長期にわたる継続的な外出 (3) 前2号に掲げるもののほか、社会通念上事業に係るサービスを提供することが適当でない外出	屋外での移動に著しい制限があり、外出に付添いを必要とする身体障害者（児）（肢体不自由の程度について1級の記載のある身体障害者手帳を所持している両上肢及び両下肢の機能に障害を有する者又はこれに準ずる者及び視覚障害者（児）に限る。）、知的障害者（児）、発達障害者（児）、精神障害者（児）又は難病患者等であって、身体障害者（児）の状態に準ずるもの
訪問入浴サービス	(1) 居宅における訪問による入浴サービス (2) 居宅における訪問による清拭サービス	医師が入浴を認めた1級、2級若しくは3級の記載のある身体障害者手帳又はA、A1若しくはA2の記載のある療育手帳を所持している者又は難病患者等であって重症の者
日中一時支援	(1) 一時的な日中の活動の場の提供 (2) 見守り (3) 社会に適応するための日常的な訓練 (4) 家族に対する支援	在宅の障害児、身体障害者、知的障害者、発達障害者（児）、精神障害者又は難病患者等
障害者デイサービス事業	(1) 機能訓練、社会適応訓練、スポーツ、リクリエーション、創作的活動等の機会の提供 (2) 入浴指導、給食指導及び送迎サービスの提供	在宅の身体障害者、知的障害者、発達障害者、精神障害者又は難病患者等（18歳未満の者を除く。）
小規模通所サービス事業	(1) 就労の機会の提供、創作的活動、生産活動、生活訓練、健康管理指導、社会参加訓練等の提供	在宅の身体障害者、知的障害者、発達障害者又は難病患者等（18歳未満の者を除く。）
福祉ホームの運営	(1) 居室その他の設備の提供 (2) 施設の管理 (3) 利用者の日常に関する相談及び助言 (4) 福祉事務所等関係機関との連絡、調整等	家庭環境、住宅事情等の理由により、居宅において生活することが困難な身体障害者、知的障害者、発達障害者、精神障害者又は難病患者等（常時の介護又は医療を必要とする状態にある者を除く。）であって福祉ホームに入居する前に引き続き3か月以上市内に居住地を有する者

備考 難病患者等については、法第4条第1項に規定する治療方法が確立していない疾病その他の特殊の疾病であって政令で定めるものによる障害の程度が厚生労働大臣が定める程度である者であって18歳以上であるもの及び児童福祉法（昭和22年法律第164号）第4条第2項に規定する治療方法が確立していない疾病その他の特殊な疾病であって法第4条第1項の政令で定めるものによる障害の程度が同項の厚生労働大臣が定める程度である児童とする。

別表第2（第7条関係）

移動支援事業

①日中基本

（8時から18時まで）

利用時間	単価（円）
0.5	1,900
～ 1.0	3,100
～ 1.5	4,400
～ 2.0	5,100
～ 2.5	5,800
～ 3.0	6,500
～ 3.5	7,100
～ 4.0	7,800
～ 4.5	8,500
～ 5.0	9,100
～ 5.5	9,800
～ 6.0	10,500
～ 6.5	11,200
～ 7.0	11,800
～ 7.5	12,500
～ 8.0	13,200
～ 8.5	13,900
～ 9.0	14,500
～ 9.5	15,200
～ 10.0	15,900
～ 10.5	16,600

②夜間早朝基本

（増単価）

〔 6時から8時まで  
18時から22時まで 〕

利用時間	単価（円）
0.5	2,400 増（1,900）
～ 1.0	3,900 増（3,100）
～ 1.5	5,500 増（4,400）
～ 2.0	6,400 増（5,100）
～ 2.5	7,300 増（5,800）
～ 3.0	8,100 増（6,500）
～ 3.5	8,900 増（7,100）
～ 4.0	9,800 増（7,800）
～ 4.5	10,600 増（8,500）
～ 5.0	11,400 増（9,100）
～ 5.5	12,300 増（9,800）
～ 6.0	13,100 増（10,500）
～ 6.5	14,000 増（11,200）

③深夜基本

（増単価）

〔 0時から6時まで  
22時から0時まで 〕

利用時間	単価（円）
0.5	2,900 増（1,900）
～ 1.0	4,700 増（3,100）
～ 1.5	6,600 増（4,400）
～ 2.0	7,700 増（5,100）
～ 2.5	8,700 増（5,800）
～ 3.0	9,800 増（6,500）
～ 3.5	10,700 増（7,100）
～ 4.0	11,700 増（7,800）
～ 4.5	12,800 増（8,500）
～ 5.0	13,700 増（9,100）
～ 5.5	14,700 増（9,800）
～ 6.0	15,800 増（10,500）
～ 6.5	16,800 増（11,200）
～ 7.0	17,700 増（11,800）
～ 7.5	18,800 増（12,500）
～ 8.0	19,800 増（13,200）
～ 8.5	20,900 増（13,900）

備考

- 2時間空けずに再度サービスを使う場合は、1回のサービスとみなし、時間を合算する。
- 早朝から日中にかけて又は日中から夜間にかけてまたぐ場合は、日中基本と夜間早朝増単価を合算する。
- 深夜から早朝にかけて又は夜間から深夜にかけてまたぐ場合は、利用時間が長い方の時間帯は基本単価、短い方の時間帯は増単価とする。利用時間が同じ場合は、サービス開始時の時間帯を基本単価とする。
- 深夜＋早朝＋日中、早朝＋日中＋夜間など3種類の時間帯をまたぐ場合は、日中は基本単価、日中以外は増単価とする。

訪問入浴サービス

入浴	13,120円
清拭	11,810円

日中一時支援

事業の種類・利用時間		区分3	区分2	区分1	
併設型・空床型	4時間以下	2,340円	1,640円	1,290円	
	4時間を超え8時間以下	4,680円	3,280円	2,570円	
	8時間を超える	7,010円	4,930円	3,870円	
併設型・空床強化型	4時間以下	2,850円	2,160円	1,810円	
	4時間を超え8時間以下	5,710円	4,330円	3,620円	
	8時間を超える	8,570円	6,480円	5,430円	
単独型	4時間以下	3,170円	2,470円	2,120円	
	4時間を超え8時間以下	6,340円	4,940円	4,230円	
	8時間を超える	9,500円	7,410円	6,360円	
強化単独型	4時間以下	3,680円	2,990円	2,640円	
	4時間を超え8時間以下	7,370円	5,980円	5,280円	
	8時間を超える	11,060円	8,970円	7,920円	
医療機関重症心身障害者（児）	4時間以下	7,150円	/		
	4時間を超え8時間以下	14,300円			
医療機関遷延性意識障害者（児）	4時間以下	4,520円			
	4時間を超え8時間以下	9,050円			
加算	食事提供体制加算	310円（1日につき）			
	送迎加算	500円（片道につき）			
	医療的ケア対応支援加算	1,240円（1日につき）			

備考

- 1 障害者（18歳以上の者（次項に規定する障害児を除く。））が事業所を利用する場合は、併設型・空床型の項に定める事業に係る費用（当該事業所が第7項に規定する配置基準を満たす場合にあつては、併設型・空床型強化の項に定める事業に係る費用）の単価を適用する。
- 2 障害児（18歳に到達する日が属する年度の末日までにある者）が併設型又は空床型を利用する場合であつて、当該事業所が単独型の基準を満たすものであるときは、単独型の項に定める事業

に係る費用（当該事業所が第7項に規定する配置基準を満たす場合にあっては、単独型強化の項に定める事業に係る費用）の単価を適用する。

- 3 併設型とは、岐阜市地域生活支援事業の事業者登録に関する基準を定める要綱（平成25年8月5日決裁。以下「事業者登録基準要綱」という。）第40条第1号及び第41条第1項第1号の基準を満たす事業所をいう。
- 4 空床型とは、事業者登録基準要綱第40条第2号及び第41条第1項第2号の基準を満たす事業所をいう。
- 5 単独型とは、事業者登録基準要綱第40条第3号及び第41条第1項第3号の基準を満たす事業所をいう。
- 6 区分は、障害児に係る厚生労働大臣が定める区分（平成18年厚生労働省告示第572号）に定める区分の例による。
- 7 併設型・空床型強化及び単独型強化の項に定める事業に係る費用は、厚生労働大臣が定める者（平成18年厚生労働省告示第556号）別表第1に掲げる状態のいずれかに該当する者等を支援するために事業所が看護職員を常勤換算方法で1以上配置する場合は、当該事業所の類型に応じ、併設型・空床型強化又は単独型強化の項に定める事業に係る費用を算定できる。
- 8 医療機関重症心身障害者（児）の項に定める事業に係る費用は、医療機関である日中一時支援事業所が重症心身障害者（児）にサービスを提供した場合は、これを算定できる。
- 9 重症心身障害者（児）とは、区分3に該当し、気管切開を行う人工呼吸器による呼吸管理を行っている者若しくは進行性筋委縮症に罹患している者又は重度の知的障害及び重度の肢体不自由が重複している者その他市長が認める者をいう。
- 10 医療機関遷延性意識障害者（児）の項に定める事業に係る費用は、医療機関である日中一時支援事業所が遷延性意識障害者（児）にサービスを提供した場合は、これを算定できる。
- 11 遷延性意識障害者（児）とは、区分3に該当し、厚生労働大臣が定める基準（平成18年厚生労働省告示第236号）に該当する者をいう。
- 12 事業所におけるサービスの提供時間が30分未満の場合は、事業に係る費用は、算定できない。

#### 障害者デイサービス事業

1日	4,200円
(加算)	
送迎	500円
入浴	400円

備考 4時間未満の場合の費用は、1日の単価の8割（100円未満切捨て）とする。

#### 小規模通所サービス事業

1日	4,000円
(加算)	
施設管理費加算	500円

#### 福祉ホームの運営

1月	28,000円（ただし、月の途中で入居又は退居した場合は、利用日数に日額920円を乗じた額とする。）
----	--



様式第1号（第3条、第5条関係）

## 岐阜市地域生活支援事業利用・変更申請書

（あて先）岐阜市福祉事務所長

次のとおり申請します。

この申請内容について、各関係機関に調査・照会・閲覧をすることに同意します。

また、サービスの利用に係る費用（利用者負担分を除く。）については、サービスを提供した事業者が岐阜市から代理受領することに同意します。

申請年月日 年 月 日 氏名

申請者（保護者）氏名	生年月日 年 月 日	年齢 歳	住所 〒 — 電話（ ）
個人番号: 身体障害者手帳 岐阜県・市 第 号 級	療育手帳 岐阜県第 号	精神障害者保健福祉手帳 岐阜県第 号 級	
難病等 疾病名			
支給申請に係る障害児氏名	生年月日 年 月 日	続柄	
個人番号:			
申請サービス名称	利用日数・回数/月	申請理由	
障害者 デイサービス事業	回/月		
利用予定事業所			
小規模通所 サービス事業	日/月		
利用予定事業所			
移動支援事業	時間/月		
利用予定事業所			
日中一時支援	回/月 区分 基本 重心 遷延性		
利用予定事業所			
訪問入浴 サービス	(7月～9月については、週3回まで可)	(別途医師の診断書が必要になります。)	
利用予定事業所			
福祉ホーム	当該月の日数		
利用予定事業所			
特記事項			
月額負担上限額	障害福祉サービス利用状況	介護保険認定・利用状況	
期間	期間	期間	

(裏)

● 利用者（申請者）の世帯は、下記のとおりです。

本人から見た続柄	氏名	生年月日	備考
本人		年 月 日	
		年 月 日	
		年 月 日	
		年 月 日	
		年 月 日	
		年 月 日	
		年 月 日	

● 所得区分認定の申請

利用者（申請者）の世帯は、下記の世帯（A・B・Cのいずれかに○を付ける。）に属します。

- A 生活保護受給世帯
- B 市町村民税非課税世帯
- C 市町村民税課税世帯

代理申請者

ふりがな		関係	
氏名			
住所	〒 -  電話番号 -		

年 月 日

様

岐阜市福祉事務所長

岐阜市地域生活支援事業利用決定兼変更決定通知書

地域生活支援事業の利用申請については、岐阜市障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行細則第40条第1項の規定により下記のとおり決定し、岐阜市地域生活支援事業受給者証を交付しますので、通知します。

記

受給者証番号		支給決定障害者 (保護者) 氏名	
支給決定日	年 月 日	支給決定に係る児童氏名	
利用者負担上限額	円	左の上限月額の適用期間	年 月 日～ 年 月 日

  

支給決定内容	サービスの種類	支援の内容及び支給量	有効期間
			年 月 日～ 年 月 日
			年 月 日～ 年 月 日
			年 月 日～ 年 月 日

<教 示>

この処分に不服がある場合は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に岐阜市長に対して審査請求をすることができます。

この処分に不服がある場合は、この処分があったことを知った日（審査請求をした場合にあつては、当該審査請求に対する裁決があったことを知った日）の翌日から起算して6か月以内に岐阜市を被告として（岐阜市長が被告の代表となります。）処分の取消しの訴えを提起することができます。

問合せ先

様式第3号 (第4条関係)

岐阜市地域生活支援事業受給者証			
受給者証番号			
支給決定障害者等	居住地		
	フリガナ		
	氏名		
	生年月日		
児童	フリガナ		
	氏名		
	生年月日		
障害種別			
利用者負担割合 (原則)	1割	利用者負担上限月額	円
適用期間	年 月 日から 年 月 日まで		
食事提供体制加算対象者			
適用期間			
交付年月日	年 月 日		
支給市名及び印			

地域生活支援事業の支給決定内容			
サービス種別			
決定	支給量等		
	支給期間		
契約内容	事業所名称		
	契約量		
	開始日		
	終了日		
サービス種別			
決定	支給量等		
	支給期間		
契約内容	事業所名称		
	契約量		
	開始日		
	終了日		
サービス種別			
決定	支給量等		
	支給期間		
契約内容	事業所名称		
	契約量		
	開始日		
	終了日		
サービス種別			
決定	支給量等		
	支給期間		
契約内容	事業所名称		
	契約量		
	開始日		
	終了日		
特記事項欄			

### 注 意 事 項

- 1 この受給者証は、大切に持っててください。
- 2 本証記載の岐阜市地域生活支援事業に係るサービスを受けようとするときは、必ずこの証を事業所に提示してください。
- 3 岐阜市地域生活支援事業に係るサービスを受けるときに支払う金額は、岐阜市地域生活支援事業に係るサービスに要した費用（食費等を除く。）の1割です。ただし、利用者負担上限月額欄に記載された金額が1月当たりの上限になります。なお、障害福祉サービスと岐阜市地域生活支援事業に係るサービスを併せて利用されている方は、利用者負担の合計額が利用者負担上限月額を超える場合は、超えた額を申請により償還いたします。
- 4 適用期間を経過したときは、岐阜市地域生活支援事業に係るサービスを受けられませんので、適用期間を経過する前に、岐阜市にこの証を添えて、利用の再申請をしてください。
- 5 この証に記載された者の住所又は氏名に変更があった場合は、変更の日から14日以内に、この証を添えて岐阜市にその旨を届け出てください。
- 6 支給量の変更をする必要がある場合は、支給量の変更の申請をすることができます。この証を添えて申請してください。
- 7 適用期間内であっても、居住地を他の市町村の区域に移すと、この証は使えなくなります。  
居住地を移そうとする場合は、事前にご連絡、ご相談等をしてください。
- 8 この証を破損し、汚し、又は紛失したときは、速やかに届け出て、再交付を受けてください。また、再交付を受けた後、紛失したこの証を発見したときは、速やかに岐阜市に返してください。
- 9 受給者の資格がなくなったときは、直ちにこの証を岐阜市に返してください。

— 岐 阜 市 —

### 備 考 欄

様

岐阜市福祉事務所長

岐阜市地域生活支援事業利用決定取消通知書

先に決定した岐阜市地域生活支援事業の利用について、岐阜市地域生活支援給付費支給地域生活支援事業実施要綱第6条第1項の規定により下記のとおり取り消しましたので、同条第2項の規定により通知します。

記

受給者証番号		取消決定障害者（保護者）氏名	
取消決定日	年 月 日	取消決定に係る児童氏名	
取消理由			

<教 示>

この処分に不服がある場合は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に岐阜市長に対して審査請求をすることができます。

この処分に不服がある場合は、この処分があったことを知った日（審査請求をした場合にあっては、当該審査請求に対する裁決があったことを知った日）の翌日から起算して6か月以内に岐阜市を被告として（岐阜市長が被告の代表となります。）処分の取消しの訴えを提起することができます。

問合せ先

## 訪問入浴サービス日誌・同意書・完了確認書

年 月 日 曜日		訪 問 者 氏 名	
住 所		看護師 介護員 介護員	
氏 名			
訪問時間	午前 午後 時 分～ 時 分		
	入浴前	入浴後	
血 圧	/ mmHg	/ mmHg	
脈 拍	回/分	回/分	
体 温	℃	℃	
湯 温	℃	℃	
実施内容	事前準備・入浴・洗髪・整容・ベッドメイキング・ 着替え・後始末・爪切り・褥瘡処置・胃瘻被覆		
異常なし ・ 入浴中止 ・ 清拭(全身・部分)			
特記事項 ----- ----- ----- -----			
訪問入浴サービス同意書  (あて先) 岐阜市福祉事務所長  上記の者に係る岐阜市が行う訪問 入浴サービスの実施については、私方 で善処し、岐阜市には御迷惑をおかけ いたしません。  (保護者) 申請者氏名		訪問入浴サービス完了確認書  訪問入浴サービスを完了した ことを認めます。  (保護者) 申請者氏名	